



公共機関から

確定申告

令和4年分の確定申告では、申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場で当日配付しますが、LINEを通じてオンラインによる事前発行も可能です。オンラインによる事前発行の入場整理券の配付方法の詳細は、国税庁HP等でお知らせします。

なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

▼申告書作成会場の開設期間
2月16日(木)～3月15日(水)
※税務署の閉庁日(土、日、祝日等)は、相談および申告書の受付は行っていません。

◆申告書はパソコンやスマートフォンで作成できます
申告書は、国税庁HPの「確定申告書作成コーナー」で作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライターまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンを用意すれば、e-Tax

a xを利用して提出できます。また、マイナンバーカードを所有していない方は、事前に最寄りの税務署で本人確認の上、ID・パスワードの発行を受けることでe-Taxを利用できます。

なお、e-Tax以外の提出方法として、印刷して郵送等で提出する方法があります。

◆振替納付日
令和4年分の所得税等の振替納付日は左記のとおりです。
▽所得税および復興特別所得税：4月24日(月)▽個人事業者の消費税および地方消費税：4月27日(木)

※確実に振替納付ができるように、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いいたします。

◆電話相談センター
国税庁では、電話による国税に関する一般的な相談を、「電話相談センター」で集中的に受け付けています。最寄りの税務署へ電話をかけ、自動音声案内に従って番号「1」を選択すると、「電話相談センター」につながります。なお、確定申告期においては番号「0」を選択すると、「確定申告電話相談センター」につながりますので、こちら

も利用ください。

■本荘税務署 ☎22・2335

口座振替納付済通知書は希望者へ発行しています

口座振替で納付された市税等の通知「口座振替納付済通知書」は希望者のみへ発送しています。送付を希望する方は、早めの連絡をお願いいたします。昨年度申し込んだ方も再度申し込みが必要です。通知内容は、令和4年中(1月1日～12月31日)に口座振替された結果です。国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を口座振替している方で、税務署で確定申告する際に必要となる場合があります。

▼受付期限／3月15日(水)▼受付方法／窓口または電話(窓口で申し込みの場合も郵便で発送)

■国税課 ☎43・7505 / 金浦市民サービスセンター ☎38・4300 / 市民課市民サービス班 ☎32・3030

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業 住民税非課税世帯物価高騰対策給付金事業

コロナ禍においてエネルギーや食料品等の物価が高騰し

ている現状を踏まえ、生活費の負担軽減を図るため、低所得世帯を対象に支給する、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」と「住民税非課税世帯物価高騰対策給付金」の受付が始まっています。

▼支給金額
①住民税非課税世帯
▽電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金：1世帯につき50,000円
▽住民税非課税世帯物価高騰対策給付金：1世帯につき15,000円

②家計急変世帯
▽電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金：1世帯につき50,000円

▼申請方法
①住民税非課税世帯
▽対象となる世帯には、申請書類を11月28日から順次送付しました。必要事項を記入のうえ、申請期限までに同封の返信用封筒にて福祉課に郵送または直接提出してください。

②家計急変世帯
▽申請期限までに福祉課で申請手続を行ってください。

▼申請期限／1月31日(火)
※郵送の場合は、1月31日消

印有効。

■福祉課 ☎32・3041

休日午前と火、木曜日19時までマイナンバーカードの申請と交付をしています

3日前まで電話で予約し来庁ください。

◆休日午前の開庁

▼日時／1月21日(土)、29日(日)・9時～12時

◆火、木曜日の開庁延長

▼日時／毎週火、木曜日・17時15分～19時

◆申請・交付場所／市民課、税務課市民サービス班、金浦市民サービスセンター
■市民課 ☎32・3035

鍵掛けの徹底

家屋や事業所等への侵入犯罪や車上ねらいなど、金品が盗難被害に遭う犯罪を防止するため、

- ・外出する際や車両を離れる際は、短時間でもすべての出入口、ドアを施錠する
 - ・在宅中でも施錠し、ドアチェーンを活用する
 - ・ポスト等への置き鍵は絶対にしな
- など、基本的な防犯対策を徹底しましょう。

盗難の被害に気付いた場合は、速やかに警察へ通報してください。

■由利本荘警察署にかほ幹部交番 ☎43・2935

知っていますか？

秋田県の最低賃金

すべての産業および労働者に適用される「秋田県最低賃金」は、令和4年10月1日から「時間額853円」に改定されました。また、特定の産業に適用される4つの「秋田県特定最低賃金」についても次のとおり改定されました。

なお、特定最低賃金が適用される事業所であっても、18歳未満、65歳以上、雇入れ後6月未満で技能習得中、清掃等軽易な業務に従事している労働者については秋田県最低賃金が適用されます。

▽非鉄金属製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)
：時間額933円

▽電子部品・デバイス等製造業(光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ、電気音響機器器具製造業を除く)
：時間額891円

▽自動車・同附属品製造業：時間額938円
▽自動車(新車)、自動車部

分品・附属品小売業：時間額897円

詳細は左記、または最寄りの労働基準監督署まで問い合わせください。

■秋田労働局賃金室 ☎018・8833・4266

令和6年4月1日から相続登記申請が義務化されます

①基本的なルール
相続(遺言も含む)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

②遺産分割が成立した時の追加的なルール
遺産分割の話合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

①・②ともに、正当な理由が無いのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

相続登記の申請義務化の詳細は、法務局HP、最寄りの法務局で案内しています。なお、相続登記に関しては、



その他

最寄りの司法書士や秋田県司法書士会の「相続登記相談センター」(☎018・824・0055)に相談できます。

■秋田地方法務局登記部門 ☎018・8622・1174

象潟都市農村交流センター 研修室(体育館) 使用休止

左記の期間床ワックス塗り替えのため使用できません。
▼期間／2月20日(月)～3月19日(日)

■農山村整備課 ☎38・4304

図書館二びあ臨時休館

左記の期間蔵書点検のため休館します。
▼期間／1月23日(月)、24日(火)、26日(木)
※1月25日(水)は休館日です。
■図書館こびあ ☎32・4100